

不必要となった病床の有効活用について

(これまでの議論を踏まえた整理)

不必要となった病床の有効活用については、以下の場合が考えられるが、ここでは、(2)のアについて議論してはどうか？

- (1) 医療等を提供する施設としての活用(外来・デイケア、アウトリーチ、訪問診療・訪問看護等の施設)
- (2) 医療等を提供する施設以外としての活用
 - ア 居住の場
 - イ ア以外の場

＜地域生活において、守られるべきもの＞

- ①自ら選択する自由があること。(生活時間、居住地、同居する人、移動等)
- ②自らの意思に基づいて決定(入居契約など)するものであること。
- ③地域社会に包容され、参加する機会が確保され、孤立しないこと。(地域住民との交流等)
- ④プライバシーが尊重されていること。

上記を前提に

等

不必要となった病床を削減し、病院資源を医療等を提供する施設以外の居住の場として有効活用する場合、どういう条件を設定することが適切か？

【全ての場合に共通の条件】

○上記①～③の担保のために必要な条件は何か？

- ①自ら選択する自由があること(例えば、許可を求めず外出可能など)
- ②地域社会に包容され、参加する機会が確保され、孤立しないこと(例えば、外部からの自由な訪問が可能など)
- ③プライバシーが尊重されていること(例えば、電話のスペースが独立した環境となっているなど)

※その他、必要な条件はあるか？(例えば、通過型としての位置づけなど)

【元病院の建物、敷地を活用する具体的な場合(下記のパターンA～D)に応じてさらに必要な条件】

→どういった内容が考えられるか？

活用場所＼運営者		病院と同一法人	他法人・個人
元病院	建物内	パターンA	パターンB
	敷地内(別棟)	パターンC	パターンD